

## 第28回 久慈市農業委員会議事録

- 1 日 時 令和6年6月20日（水）13時30分～14時20分
- 2 場 所 久慈市役所 大会議室
- 3 議 事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可について  
議案第3号 農地法の適用外証明願いについて  
議案第4号 農用地利用集積計画書について  
報告事項(1) 農地改良等届出書の提出について  
報告事項(2) 農地法第3条の3第1項の届出書の提出について  
報告事項(3) 会務報告
- 4 出席者 農業委員及び農地利用最適化推進委員 26名(別添名簿のとおり)  
事務局 事務局長 古山 誠  
農地係長 大道 学  
主任 下野 優 貴

## 第28回 農業委員会議出席者名簿

出席…○

農 業 委 員		
議席	氏 名	出席
1	新井野 勉	○
2	三上昌明	○
3	米澤 豊	○
4	木村晴子	○
5	田村英寛	○
6	鹿糠 勇	○
7	中塚義弘	○
8	小倉 明	○
9	上村信志	○
10	高倉道夫	○
11	宇部文人	○
12	鹿糠 勢津子	○
13	大鹿糠 正行	○
14	柿木 敏由貴	
15	宇部 繁	○

農地利用最適化推進委員		
地区	氏 名	出席
久慈	間 健 倫	
久慈	城 内 仲 悦	○
小久慈	岸 里 卓 見	○
長内	岩 崎 壽 吉	○
大川目	切 金 伸 広	○
夏井	中川原 広 志	○
宇部	大 崎 惠 作	○
侍浜	桑 田 孝 一	○
山根	松野下 富 則	
山形	大 上 和 義	○
山形	長 内 廣 一	○
山形	下 舘 靖	○
山形	内久保 宏 明	○
山形	下 舘 定 一	○
山形	類 瀬 徳 美	

## 5 会議の概要

	発言主旨
13時30分開会 事務局長	ただ今から、令和6年度第28回久慈市農業委員会会議を開催いたします。開会にあたりまして、宇部会長よりご挨拶をお願いいたします。
会長	(会長あいさつ)
事務局長	本日の欠席通告委員を報告いたします。14番柿木委員、間推進委員、松野下推進委員、類瀬推進委員より、欠席通告がありましたので、ご報告いたします。それでは久慈市農業委員会規則第7条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事について、宇部会長にお願いいたします。
会長	これより議事に入ります。まずは議事録署名委員、および会議書記の指名を行います。久慈市農業委員会規則第10条の規定により議事録署名委員及び書記を、当職から指名させていただくことにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声) ご異議なしと認め、議事録署名委員に1番新井野委員、2番三上委員を、書記には事務局職員の大道係長を指名いたします。 議案第1号、農地法第3条の規定による許可についてを議題といたします。事務局より議案の説明を願います。
下野主任	議案第1号農地法第3条の規定による許可についてご説明いたします。付議番号1、土地の表示、譲渡人、譲受人は、それぞれ記載の通りです。譲受人自宅の畑が隣接地の境界を跨いでいることがわかったため、その部分を分筆し、贈与により移転し、引き続き野菜等を栽培するものです。 付議番号2、土地の表示、譲渡人、譲受人は、それぞれ記載の通りです。譲渡人が遠方に居住しており、農地の管理が困難なため、市内近隣在住の親族へ贈与するものです。野菜等を栽培するとのことであり、現地はすでに畑として耕作を行っております。 付議番号3、土地の表示、譲渡人、譲受人はそれぞれ記載の通りです。譲渡人は遠方在住であり、農地の管理が困難であることから、申請地

	発言主旨
	<p>の隣地に在住の譲受人へ売買し野菜を栽培するとのことです。売買額は〇万円と伺っております。申請地の南側、〇-〇が譲受人の居住地となっております。</p> <p>付議番号4、土地の表示、譲渡人、譲受人は、それぞれ記載の通りです。高齢のため農地管理が困難であるため、孫である譲受人へ贈与し、キャベツやピーマン等の野菜を栽培するとのことです。</p> <p>以上で議案第1号の説明を終わります。</p>
会長	<p>現地調査員からの報告をお願いします。付議番号1番について新井野委員をお願いします。</p>
新井野委員	<p>場所は〇〇の裏手に川が流れておりますが、そこを挟んですぐの場所です。説明あった通り、譲受人が、若干越境して耕作していたとの事で、きちんと権利贈与するということです。何ら問題ないものと考えております。よろしくをお願いします。</p>
会長	<p>付議番号2番について、中塚委員をお願いします。</p>
中塚委員	<p>場所は〇〇から東に1kmぐらい、〇〇センターの斜め後ろになります。現地は畑として使用されており、譲渡人が遠方に居住しているため、近くに住む譲受人が畑として使用するということなので、何ら問題がないものとして見て参りました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>付議番号3番について、長内推進委員をお願いします。</p>
長内推進委員	<p>場所は〇〇の近くになります。数年前から借りて使っていたようで、じゃがいも、キュウリ、ナス、ネギ、トマト等を植えておりましたので、何ら問題がないともないものと思っ見て参りました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>付議番号4番について、柿木委員が休んでおりますので、局長をお願いします。</p>
事務局長	<p>場所は〇〇学校から〇〇方面に抜ける道路に入り2kmぐらいで、〇〇町との境のあたりです。この辺りは、すべて耕作</p>

	発言主旨
	されておりました。一部ちょっと家から離れたところは、刈払いをして完了してあったという状況でありまして、問題がないものとして見て参りました。以上です。
会長	議案第1号について、事務局の説明と現地調査員の報告が終わりました。質疑を許します。 (鹿糠勇委員 挙手) 鹿糠勇委員。
鹿糠勇委員	付議番号1番と2番ですが、それぞれ譲渡人と譲受人は親族関係ではないのですか。
新井野委員	付議番号1は親族ではないです。
鹿糠勇委員	親族ではないのに贈与するのですか。
会長	親族でなくても贈与は可能です。付議番号1番に関しては、自分の農地だと思って耕作していたようですので、双方が良ければ贈与も可能になります。鹿糠勇委員、よろしいですか。
鹿糠勇委員	わかりました。
会長	議案第1号について、質疑を打ち切り採決いたします。議案第1号農地法第3条の規定による許可については特に意見がないものとしてよろしいですか。 (「異議なし」の声) それでは特に意見がないものとして決定させていただきます。続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。 事務局説明を願います。下野主任。
下野主任	農地法第5条の規定による許可についてご説明いたします。付議番号1、土地の表示、譲渡人、譲受人は記載の通りです。自己住宅建築のため転用するものです。申請地は都市計画区域内となっており、通勤等の利便性等から、現住所に近い現地を選定したとのこと。売買額は〇〇万円と伺っております。なお、現所有者が農地転用の申請前

発言主旨

に砂利を敷いてしまったとのことで、始末書が提出されていることを申し添えます。

付議番号2、土地の表示、譲渡人、譲受人は、それぞれ記載の通りです。〇〇住宅建築のため、賃貸借により転用しようとするものであり、申請地は今年度4月に〇〇施設職員及び来客用駐車場として利用するため、4条申請が出され許可となった土地ですが、転用目的の大幅な変更及び土地の賃貸借が発生することから、改めて5条申請として提出されたものになります。貸借期間は30年となり、賃借料は年間〇〇万円と伺っております。以上で議案第2号の説明を終わります。

会長

事務局からの説明が終わりました。次に現地調査員からの報告を願います。大鹿糠委員お願いします。

大鹿糠委員

付議番号1番、場所は〇〇さんから西側に100mぐらいの住宅街の中にあります。事務局の説明にもあった通り、現地は砂利が敷かれており、すでにもう住宅の着工待ちといったような感じでしたが、始末書も出ているようなので、致し方ないものと見て参りました。

続きまして付議番号2番になります。場所は〇〇に向かう、〇〇に隣接する場所になります。4月にも転用の申請が出ていて、認可されたということでしたが、現地の状況は草が刈ってあって、きれいに手入れはされていると見て参りました。皆様のご審議の方、お願いします。

会長

議案第2号について事務局からの説明と現地調査員からの報告が終わりました。

質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑を打ち切ります。採決いたします。

議案第2号農地法第5条の規定による許可については特に意見がないものとしてよろしいですか。

(「異議なし」の声)

それでは、特に意見がないものとして決定いたしました。

次に、議案第3号農地法の適用外証明願いについてを議題といたします。事務局の説明を願います。

下野主任

議案第3号、農地法の適用外証明願いについてご説明いたします。

発言主旨

付議番号1、土地の表示、願出人は記載の通りです。相続物件であり、農地法について知らなかったとのことであります。現地は山間部にあり、往来に不便であったことから、平成2年頃から耕作されておらず、経年により山林化し現在に至ると伺っております。

付議番号2、土地の表示、願出人は記載の通りでございます。相続物件であり、農地法について知らなかったとのことであります。遠方に居住していることから、管理が困難であり、平成8年頃から耕作が行われず、経年により原野のような状態となり、現在に至るとのことです。

付議番号3、土地の表示、願出人は記載の通りです。平成5年頃に現地付近から小久慈町内へ引っ越しをしてから、耕作がなされておらず、20年以上が経過し現在に至るとのことです。以上で議案第3号の説明を終わります。

会長

事務局の説明が終わりました。続きまして、現地調査員からの報告をお願いいたします。付議番号1番については、高倉委員お願いします。

高倉委員

場所は〇〇学校から〇〇線に1kmぐらい入った所です。3カ所とも、大木が生い茂り山林になっておりますので、致し方ないと思って見て参りました。皆様のご審議をお願いいたします。

会長

付議番号2番、3番について、大上推進委員お願いします。

大上推進委員

付議番号2番、場所は〇〇学校の裏に当たるような場所として、遠方に住んでいることから耕作不可能であることは明らかですし、やむを得ないものと見て参りました。付議番号3、場所は〇〇町、〇集落から、4kmぐらい砂利道を入った、かなり奥まったところがありました。平成5年頃、耕作しなくなるとありますが、見る限り30年ぐらいは経ったような杉が植林してあり、完全な杉林になっておりました。周りに与える影響等もないものから、仕方ないものと見て参りました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

会長

議案第3号農地法の適用外証明願いについて、事務局の説明と現地調査員からの報告が終わりました。質疑を許します。

	発言主旨
下野主任	<p>(「なし」の声)</p> <p>質疑を打ち切ります。採決いたします。議案第3号について、特に意見がないものとしてよろしいですか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>特に意見なしとして決定されました。次に、議案第4号、農用地利用集積計画書についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p> <p>議案第4号農用地利用集積計画書についてご説明いたします。令和6年度、農地利用集積計画書が別紙の通り提出されましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の意見を求めるとなっております。続きまして21ページ、22ページをお開き願います。こちらは各筆明細です。利用権の設定を受けるものと利用権を設定するものは、記載の通りです。全部で7筆の田及び9筆の畑について農地中間管理機構を通しまして借り受けるものでございます。借受人は、〇〇様は、水田として利用し、□□様は採草放牧地として利用することと農政課から伺っております。以上で議案第4号の説明を終わります。</p>
会長	<p>議案第4号について、事務局の説明が終わりました。質疑を許しません。</p> <p>(「なし」の声)</p> <p>質疑を打ち切ります。特に意見がないものとしてよろしいですか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>特に意見なしとして決定されました。次に移ります。報告事項(1)農地改良等届出書の提出についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
下野主任	<p>報告事項(1)としまして、農地改良等届出書の提出がありましたので、ご報告いたします。土地の表示、申請人は記載の通りとなります。届出事由は、土地のかさ上げをすることとなっております。届出のあった土地は、申請人の放牧地内となっており、一部に夏井町内の法面工事残土を盛土し、引き続き放牧地として実施をするものです。完了予定日は令和6年12月31日と伺っております。以上で報告事項(1)の説明を終わります。</p>
会長	<p>報告事項(1)については、特によろしいですね。</p>

	発言主旨
	<p>(「なし」の声)</p> <p>次に、報告事項(2)農地法第3条の3第1項の規定による届出書の提出についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
下野主任	<p>報告事項(2)としまして、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の提出がありましたので、ご報告いたします。土地の表示、届出人は記載の通りでございます。全部で12件あり、届出事由は11件が相続、1件が時効取得によるものです。以上で報告事項(2)の説明を終わります。</p>
会長	<p>報告ですので、よろしいですね。次に、報告事項(3)会務報告、局長をお願いします。</p>
事務局長	<p>(会務報告 令和6年5月23日～令和6年6月20日)</p>
会長	<p>全国農業委員会会長大会が開催され、東京に行ってきました。当日は参議院の本会議がございまして、今年は日帰りでの出張となりました。大変慌ただしい1日でした。会務報告まで終わりました。その他皆さんから何かございますか。</p> <p>(「なし」の声)</p> <p>なければ以上をもちまして、本日の農業委員会議を終了いたします。ご苦労様でした。</p>
14時20分閉会	